

平成28年 第7回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年7月11日(月)午後1:30~午後2:30

2. 場所 : 役場 2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第6号 農用地等売買あっせん結果について

日程第4 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第6 議案第19号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について

(平成 28 年第 7 回 7 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5 番、佐藤 光男 君にお願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 5 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、2 番 小坂 敏 君 並びに 9 番 工藤 昭治 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 6 号 農用地等売買あっせん結果について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 6 号 農用地等売買あっせん結果について報告いたします。</p> <p>このことについて、あっせん申し出者の諸事情により、売買したいとの申し出があり、6 月 28 日にあっせん委員会を開催し、結果双方での売買が成立したものであります。農地等の所在については 4 ページのあっせん調書のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります</p>
議 長	<p>次に日程第 4 議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 13 号～14 号まで審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>5 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4 議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙のとおり農地の申請があったので、審議を求める</p>

ものです。

今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借が2件、売買が2件、合計4件であります。

それでは、受付番号13号及び14号について説明いたします。

6ページをお開き下さい。

受付番号13号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。

また、P7農地法3条1項の調査書、P8許可申請書の写し、P9、農地等賃貸借契約書の写し、P10申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。引き続き受付番号第14号について説明いたします。

11ページをお開き下さい。

受付番号14号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。

また、P12農地法3条1項の調査書、P13許可申請書の写し、P14農地等賃貸借契約書の写し、P15申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。

譲受人は受付番号第13号及び第14号とも同じ人であり、農地集約と経営規模拡大のために賃貸借を行うものです。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上受付番号第13号及び14号の説明を終わります。

受付番号第15号について説明いたします。

16ページをお開き下さい。

受付番号15号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。

また、P17農地法3条1項の調査書、P18許可申請書の写し、P19申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。

申請地箇所は、譲渡人の高齢による労働力不足と譲受人が事業拡大のため、売買するものです。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上受付番号第15号の説明を終わります。

議長

ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番、坂根委員から報告を求めます。

坂根委員	<p>議案第17号 受付番号13号及び14号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号13号及び14号の申請地の地目は田であり、賃貸借後も田としてとして利用するということでもあります。</p> <p>受付番号13号と14号の農地は隣接しており、借り受け人は、利用効率及び農地集積から申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第4 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第15号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号第15号について説明いたします。</p> <p>16ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号15号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P17 農地法3条1項の調査書、P18 許可申請書の写し、P19 申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、譲渡人の高齢による労働力不足と譲受人が事業拡大のため、売買するものです。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第15号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番、坂根委員から報告を求めます。</p>
坂根委員	<p>議案第17号 受付番号15号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号15号の申請地の地目は畑であり、売買後も畑としてとして利用するということでもあります。</p>

	<p>申請地は、隣接する農地をであり、農地集積及び効率的面から見て買受申請をされたものであります。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第4 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第16号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号第16号について説明いたします。</p> <p>20ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号16号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P21農地法3条1項の調査書、P22許可申請書の写し、P23に申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。なお、この件についての詳細説明ですが、先ほどの報告第6号のあっせんによる売買であり、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。また農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。</p> <p>また買い受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。受付番号第16号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番、坂根委員から報告を求めます。</p>
坂根委員	<p>議案第17号 受付番号16号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号16号の申請地の地目は田ですが、売買後は畑としてとして利用するということであり、「にんにく」を作付する予定であります。</p>

	<p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第5 議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>24ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、説明いたします。</p> <p>25ページをお開きください。</p> <p>受付番号2号の農地の所在、地目、面積及び申請人の住所氏名は議案書記載のとおりであり、転用目的並びに転用理由は、鴨を飼育するため鴨舎を建設し、肥育した鴨を鴨処理場で肉処理し、商品として販売するものです。</p> <p>また、P26からP46にかけて許可申請書の写し、転用計画書、事業計画図、鴨処理場平面図、立面図、鴨舎平面図、立面図、登記事項証明書の写し、公図の写し、隣地現況図、位置図、案内図、融資証明依頼書の写し、法人登記事項証明書の写し、臨時総会議事録の写し、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地の農地区分については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地であることからその他の農地の第2種農地と判断されます。</p> <p>また、農地法第4条第2項に掲げる転用許可基準に基づき①該当する農地区分 ②代替えとなる土地の有無 ③転用目的実現の確実性 ④周辺農地への被害防除措置等について調査した結果、転用内容は許可基準に照らし許可相当と判断されますので、県知事へ送付して差し支えないものと考えられます。</p>

	以上説明を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番、長根職務代理から報告を求めます。
長根職務代理	<p>議案第18号 受付番号2号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の登記地目は「田」と「畑」ですが、現況の地目は「採草地」であります。鴨を飼育販売するため、鴨舎及び鴨処理場の建設のため当該申請地を転用申請するというのであります。</p> <p>また転用に当たり、汚水等の処理、堆肥の処理については、周囲の農地に被害を及ぼさないよう十分注意するというのであります。</p> <p>これらのことから、利用状況及び周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第18号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第6 議案第19号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について説明いたします。</p> <p>47ページをお開き下さい。</p> <p>農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記の農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>平成28年6月13日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているもので整理番号28の1号の1件で農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、P48 議案書記載のとおり</p>

	<p>りであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権及び賃貸借の設定であります。P49は、新郷村長からの協議文書、P50からP54までは利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番、長根職務代理から報告を求めます。</p>
長根職務代理	<p>議案第19号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第19号の申請地、整理番号28の1は畑であります。</p> <p>借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に畑で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われま</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第19号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成28年 第7回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名者

署名者